

## 契約監視委員会（第18回）議事概要

開催日時	平成27年7月9日（木）午後2時30分～午後4時5分	
場 所	衆議院第二別館5階 会計課入札室	
委 員	委員長 岡本 和巳（公認会計士） 委 員 田代 尚徳（一般社団法人関東地域づくり協会非常勤理事） 委 員 谷川 淳（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成26年10月1日から平成27年3月31日まで	
抽出案件	3件（合計）	
一般競争	1件	契約件名 国会前庭（南地区）ほか5か所の樹木剪定等作業 契約相手方 JFE東日本ジーエス株式会社 契約金額 12,528,000円 契約締結日 平成27年1月14日
随意契約	1件	契約件名 平成27年度衆議院事務局職員採用試験及び衆議院法制局職員採用試験における試験問題の作成等作業 契約相手方 公益財団法人日本人事試験研究センター 契約金額 15,614,542円 契約締結日 平成26年12月26日
随意契約	1件	契約件名 本館（東側）屋上防水改修その他工事 契約相手方 立花建設株式会社 契約金額 35,964,000円 契約締結日 平成26年11月11日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 国会前庭(南地区)ほか5か所の樹木剪定等作業</p> <p>契約相手方 JFE東日本ジーエス株式会社</p> <p>契約金額 12,528,000円</p> <p>契約締結日 平成27年1月14日</p> <p>・本件の競争参加資格の該当等級は。また、競争参加資格等級を広げる判断基準は。</p> <p>・該当等級の業者だけでは少ないなどの理由があるのか。</p> <p>・入札参加者の等級内訳は。</p> <p>・参加資格要件として、芝生と樹木剪定の請負実績をそれぞれ過去3年とした理由及び樹木剪定本数を920本とした理由は。</p> <p>・履行実績は何により確認しているのか。</p> <p>・競争参加資格基準を広げてもいいように思うが、本数を重要視する必要があるのか。</p> <p>・剪定は1年に1回、同じ場所を行うわけではないのか。</p> <p>・C等級の業者が多いということだが、その割には入札参加者が少ないか。</p> <p>・規模を見て断念したということか。</p>	<p>・該当等級はB等級である。また、基準は衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程によるもので、必要に応じ直近上位、下位の等級に広げることができるかとされている。</p> <p>・これまでの参加業者を見るとC等級の業者が多数参加しているので、A・B等級だけでなくC等級まで広げている。</p> <p>・契約相手方はA等級で、残りの2者は共にC等級である。</p> <p>・年数は、あまり前のものは参考にならないので、当該年度と前2年程度の3年としている。本数は、本件の樹木剪定の本数であり、同程度の履行実績を有していれば履行可能であると判断している。</p> <p>・契約書又は契約書別紙、仕様書の写しの提出を求めている。</p> <p>・920本というのは本件の剪定本数であり、同程度を要件としている。年度によって剪定場所も本数も変わってくるが、履行の可否についての判断基準として有用と考えている。</p> <p>・3年周期で年度ごとに剪定場所を分けて実施している。</p> <p>・入札説明書は、入札に参加した3者以外に3者が取りに来ているが、参加申請の書類提出がなかった。</p> <p>・明確な理由は分からない。</p>

意見・質問	回 答
<p>・落札率がかなり低い要因等について検討したことはあるか。</p> <p>・契約相手方以外の応札者の入札価格は6割を下回っているか。</p> <p>・作業日報、工数の報告や内訳書等を提出してもらい、それを参考に次回以降の積算に役立てることはできないか。</p> <p>・剪定場所はローテーションで行っているということだが、低入札はずっと続いているのか。</p> <p>・今回応札したC等級の2者は前回も応札しているのか。また、請負ったことはあるのか。</p> <p>・応札者は大体特定されるのか。</p> <p>(意見) 低入札が続いている傾向なので、過去の契約金額を参考にするなどして、予定価格と契約金額の乖離を縮めるよう努力していただきたい。</p>	<p>・予定価格は、公共工事設計労務単価と刊行物に基づく人工を使用し積算している。また、低入札を踏まえ諸経費率を見直して積算しているので、予定価格が特別に高いとは思っていない。</p> <p>ヒアリング等によると、契約相手方は前年も落札した者であり、その経験も踏まえた上で、作業員の人数の適正化などによる剪定単価の圧縮、また、剪定された枝などをリサイクル処理することにより、処分費を削減するなど、合理化に努めた結果とのことである。</p> <p>・ほかの2者も下回っている。</p> <p>・内訳書を提出していただいているが、工数が分かるものではなく1本当りの単価となっている。</p> <p>・低入札ではない年度もあったが、続いている傾向にある。</p> <p>・毎回、応札していただいております、請負ったこともある。</p> <p>・新規の応札者も参加している。</p>
<p>〔案件2〕</p> <p>契約件名 平成27年度衆議院事務局職員採用試験及び衆議院法制局職員採用試験における試験問題の作成等業務</p> <p>契約相手方 公益財団法人日本人事試験研究センター</p> <p>契約金額 15,614,542円</p> <p>契約締結日 平成26年12月26日</p> <p>・企画競争を実施しているが、応募した業者は何者か。</p>	<p>・1者である。</p>

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画競争にした理由は。</li>   <li>・試験問題作成のスキルを確保するということか。</li>   <li>・企画競争の内容は。</li>   <li>・受託候補者選定委員会の委員の構成は。</li>   <li>・企画競争は、今回が初めてか。</li>   <li>・同一の業者が続いているのか。</li>   <li>・契約相手方以外に対応できる業者はいないのか、それとも応募条件が厳しいのか。</li>   <li>・他省庁は、どうしているのか。</li>   <li>・業者は、どこか。</li>   <li>・他にノウハウを持つ業者がないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の性質上、企画提案をさせて具体的な提案内容を確認した上で契約相手方を選定する必要があり、金額のみでの競争は適さないため。</li>   <li>・そうである。</li>   <li>・こちらで提案項目を提示し、それに沿った形で提案してもらっている。  本件については、「良質な問題を作成するための業務実施方針について」に関する基本方針、出題した問題のフォローアップ、他の公務員試験についての調査・分析体制等である。</li>   <li>・庶務部人事課長を委員長として、人事課から1名、衆議院法制局から2名、会計課から1名の計5名で構成されている。</li>   <li>・平成21年度からである。</li>   <li>・そうである。</li>   <li>・対応できる業者については把握していないが、応募条件を広げるため、履行期間や、公示から締切まで応募の期間を延ばしている。  また、平成25年度までは、応募の条件を過去3年間で3回以上の実績を求めていたものを、今回から過去5年間で3回以上に緩和した。</li>   <li>・行政府は、人事院が取りまとめて採用試験を実施しているので試験問題は人事院内で作成しているのではないか。  独自に採用試験を実施している国立国会図書館は企画競争による随意契約、参議院は公募による随意契約により試験問題を作成しているようだ。</li>   <li>・本院と同じ業者である。</li>   <li>・現状では、説明資料を取りに来る者が全くいないので、ヒアリングできない。</li> </ul>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度より前は、どういう契約か。</li> <li>・公益財団法人日本人事試験研究センターは、いつごろからある会社か。</li> <li>・予定価格は、どのように積算しているのか。</li> <li>・契約金額の中で、定額金額と単価金額の内容は。</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画競争としているが、近年、参加者が同一の二者のみなので、独自に採用試験を実施している省庁等があれば参考にし、複数の参加者で企画競争を行えるよう努力していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約である。</li> <li>・昭和50年設立である。</li> <li>・企画書提出の際に見積書の提出を求めており、その金額を使用して積算している。</li> <li>・定額金額は、試験問題作成料、問題集印刷料、版下代。単価金額は、印刷部数代、解答用紙代、採点料。単価金額は、受験者の人数によって変動するものなので、想定受験者数により積算している。</li> </ul>
<p>[案件3]</p> <p>契約件名     本館(東側)屋上防水改修その他                   工事</p> <p>契約相手方   立花建設株式会社</p> <p>契約金額     35,964,000円</p> <p>契約締結日   平成26年11月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不落随契となった案件だが、どの様な調整を行ってこの契約金額となったのか。</li> <li>・初度の一般競争入札(総合評価落札方式)の際に、入札説明書等を取りに来たのは何者か。</li> <li>・指名競争入札に移行した際は、指名したのは何者か。</li> <li>・15者はどのように選定したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終の入札の時点で、予定価格との開きは小さかった。話を聞いた際、防水工事部分については妥当な金額であったが、駐車場の一角に設ける資材置場の条件等を過剰に積算していたことが判明したので、その部分を調整した。国会議事堂ということで慎重になっていたのかもしれない。</li> <li>・4者取りに来たが、参加の申請書を提出してきた者はおらず、不調となった。</li> <li>・15者である。その内、参加の意向を示す確認書の提出が3者からあったが、内1者は辞退したため2者の応札となった。</li> <li>・本院発注工事の施工実績がある業者で、本件の当該等級であるB等級の有資格者の中から10者と、直近上位等級であるA等級の有資格</li> </ul>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方は何等級か。また、他の2者は何等級か。</li> <li>・直近の本館屋上防水改修工事はどこの箇所に行っているのか。</li> <li>・前回工事の契約相手方は、今回の契約相手方と同じ業者か。また、その時も指名競争入札を行ったのか。</li> <li>・不落随契に移行するにあたり、契約相手方とのみ調整を行ったのか。次順位者と同時に行うことはなかったのか。</li> <li>・前回工事の契約相手方は、今回の指名業者の中に入っているのか。</li> <li>・本件程度の金額の工事の場合、総合評価落札方式で行うこととなっているのか。</li> <li>・2000万円を超える工事で総合評価落札方式を適用することは、業者にとってハードルが高いのではないか。</li> <li>・総合評価落札方式とする基準を金額だけでなく、工種によって決めることはあるか。</li> <li>・総合評価落札方式を外すことが不調対策として効果があったと考えるか。</li> <li>・施工計画書については、入札説明書等で十分な説明をしているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>者から2者、直近下位等級であるC等級の有資格者から3者を選定した。</li> <li>・契約相手方はC等級であり、他の辞退者も含む2者もC等級である。</li> <li>・本館屋上防水改修工事は6箇年計画で行われており、前回、平成25年度に西側屋上を施工している。</li> <li>・前は違う業者が行っており、一般競争入札（総合評価落札方式）で低入札となった。</li> <li>・まず、予定価格に最も近い者とのみ調整を行う。</li> <li>・入っている。</li> <li>・予定価格が2000万円を超える工事は、原則、総合評価落札方式を適用することとしている。</li> <li>・現在、本院では、技術提案等ではなく、施工計画書の提出を求める総合評価落札方式（施工能力評価型）を採用しており、業者の負担とならず手が挙げやすい形にしている。</li> <li>・例えば建築一式工事については、基本、総合評価落札方式を適用する。何度再度公告しても不調となる場合に総合評価落札方式としない、といった例はある。</li> <li>・何とも評価できないが、現在の本院における総合評価落札方式のやり方が、ハードルを高くしているとは考えていない。</li> <li>・記載の際の注意点等を示し、国土交通省の標準仕様書を理解できている内容であれば可としている。総合評価落札方式の加点部分については、客観点数のみを付けている。</li> </ul>

意見・質問	回 答
<p>・総合評価落札方式として一般競争入札に付した場合は応札者無し、指名競争入札に付すと最終的には2者応札となった。この要因をどう考えているか。</p> <p>・一般競争入札の時点で入札説明書等を取りに来た業者にヒアリングは行ったのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・委員会として特に言うことは無い。</p>	<p>・入札公告については、本院のホームページや業界新聞に掲載する等しているが、たまたま2者の指名業者が公告を見ていなかったため、当初は手が挙がらなかったことが考えられる。</p> <p>・行っている。技術者が不足しており、現場代理人として配置できる技術者がいないという理由が大半であった。</p>